H26.9.12 第1回猪名川・藻川保全利用委員会 審議資料 3

個別占用案件のカルテ (中間報告)

おおぞら広場(尼崎市)

■個別占用案件の審議(カルテ)

1.件名	01027 おおぞら広場
2.今回申請種別	報告案件
3.概要	距離標位置:猪名川右岸 0.6 k 付近~藻川左岸 0.0 k 占用面積: 2416.00 ㎡ 工作物:別紙のとおり
4.許可の経緯	<当初許可> H18.11.15 <前回更新許可> <
5.現況写真	(施設内の状況)
6.河川管理者審査事項 (特筆すべきもののみ記載)	・当該占用地は猪名川と藻川の合流部の堤防上に位置する。・占用地にはサクラ類が植栽されており、シバや外来種のシロツメクサ、 ネズミホソムギなどが生育している。
7.保全利用 委員会による参考意見	 A) 道路と広場の整備で、まちの空間としては良いものになった。夕陽をみるのにも適した場所である。都市的な景観を楽しめる公園として計画を立案することも考えられる。 B) 草の生え方などをみると、放置され、さびれた公園のような印象をうける。積極的に植生の管理をされたい。その際には管理目標をたてて、管理していくべきである。 C) スケートボードの用具(ジャンプ台)が放置されている状況があり、きっちりした管理体制をとっていただきたい。
8.処理	・更新を許可した。 (許可期間: H23/10/1~H28/9/30) ・従前の許可条件に以下の条件を付した。 「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用 となるよう取り組むこと」

<補足>・A4 横書き 1 枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み(1.~5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成

・処理フロー図の委員会から河川管理者への<u>参考意見</u>の時点で 7.が埋まる ・事後に河川管理者が 8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

取り組み状況報告書 おおぞら広場 (尼崎市)

【中閒報告時:申請者用】

委員会の意見	取り組み(対応)状況	備考
道路と広場の整備で、まちの空間としては良いものになった。夕陽をみるのにも適した場所である。都市的な景観を楽しめる公園として計画することも考えられる。	車椅子を利用する方が景観を楽しめる先端部まで行けるように、簡易な通路の整備を行った。これは費用の補助及び補修は市が担当し、施工は市民の手で行うという官民協働事業として展開した先進事例である。	道路維持課
草の生え方などをみると、放置され、さびれた公園のような印象をうける。積極的に植生の管理をされたい。その際には管理目標をたてて、管理していくべきである。	多数ある管理対象の 1 箇所として他と同様の管理を実施しており、堤防法面は年 2 回、広場については年 3 回の除草と月 1 回の清掃を実施している。	◇園課
スケートボードの用具(ジャンプ台)が放置されている状況があり、きっちりした管理体制をとっていただきたい。	本件については、、「7月21日までに撤去すること」との警告書を貼付したところ、現地から撤去された。設置者のほうで自主撤去されたと思われる。 る。 今後とも、不法占拠物を発見した場合は、撤去等の指導をして参ります。	道路課

個別占用案件のカルテ (中間報告)

尼崎市農業公園(尼崎市)

■個別占用案件の審議(カルテ)

1.件名	尼崎市農業公園
2.今回申請種別	報告案件
3.概要	距離標位置:猪名川右岸 4.6k~4.8k+100m
	目的:公園
	占用面積: 2,718.83 ㎡
	工作物:階段、記念碑、進入路、通路など
4.許可の経緯	<当初許可> 昭和 57.1.27
	<前回更新許可> 平成 19.1.19
	<許可期限> 平成 24.3.31
5.現況写真	(施設内の状況)
	(河川や堤防との位置関係)
	別紙のとおり
	(施設内の状況)
	別紙のとおり
6.河川管理者審査事項	
(特筆すべきもののみ記載)	
7.保全利用	A) 堤防法面の自然に配慮し、堤内側に位置する公園と一体とした管理を継
委員会による参考意見	続されたい。
8.処理	・更新を許可した。
	(許可期間:H24/4/1~H29/3/31)
	・従前の許可条件に以下の条件を付した。
	「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用
	となるよう取り組むこと」

<補足>・A4 横書き 1 枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み(1.~5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成

・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で 7.が埋まる ・事後に河川管理者が 8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

取り組み状況報告書 尼崎市農業公園 (尼崎市)

【中間報告時:申請者用】

委員会の意見	取り組み(対応)状況	備考
	堤防の法面は定期的な草地管理(刈込み)を行って、	
堤防の法面の自然に配慮し、堤内側に位置する公園と	農業公園と一体となった自然景観を有するように管	
一体とした管理を継続されたい	理していると共に、公園へのアプローチのための重要	
	な導線として管理しています。	

個別占用案件のカルテ (中間報告)

天王宮児童遊園地(川西市)

	ſ			1			
番号	01003	上田日的	児童游園地	許可受者	川邢市	場所	右岸 11.4K+130m

1. 施設の概要 (占用者作成)

位置図	将名川東 1 第 2 運動公園 東久代公司 下別天公園 中央可見 8 正面 伊丹市立路名川アニスコート 東久代公司 東久代公司 東久代公司 東京が東北部を 東京が東江本の上記を 東京が東北部を 東京が東北部を 東京が東北部を 東京が東京が東京が東京が東京が東京が東京が東京が東京が東京が東京が東京が東京が東	現況写真	
現在の			で散水栓、ブランコ2基、すべり台1基、
利用形態 占用面積	鉄棒 5 間 47.15 ㎡(河川工事以前の平成 9 年 4 月までは 890.5 ㎡)	り、タイヤ埋& 付帯施設 等	り込み、防犯灯 1 基) 散水栓 (平成 9 年 4 月 1 日までブランコ 2 基、す べり台 1 基、鉄棒 5 間、タイヤ埋め込み、防 犯灯 1 基、フェンス 143m)
許可の 経緯	<当初許可> 昭和 44 年 10 月 30 日 <前回更新許可>平成 20 年 1 月 8 日 <許可期限> 平成 25 年 3 月 31 日	利用者数	平成9年4月1日から河川改修工事に伴い
堤内地• 堤外地	堤内地 ・ 堤外地	団体数	現在まで一時閉鎖中です
周辺の 土地利用 の状況	加茂水路、絹延橋とに囲まれた位置にあ ・ 猪名川右岸側は、第二種住居地域が広が 阪神高速道路池田線が走っています。 ・ 河川改修に伴い、絹延橋の付け替え、猪	ります。絹延 っています。 名川堤外地の	条例」により位置づけられており、猪名川と 橋付近は、池田市域を含んでいます。 また、左岸側は、池田市域で、国道 173 号線、 河床浚渫、わんど整備、渡河施設の整備が行 の保護、水際植物の移植も試みられています。
関連諸計画における占用地の位置付け	地域の実情に応じた天王宮児童遊園地を整 ・「川西市緑の基本計画」では、猪名川水系 ます。幹線道路や河川沿いに遊歩道を配し ンの場を結ぶネットワークの形成に努める	を備する位置への河川を親水、多くの市民 ことになって	事業として安全で誰もが安心して利用できる、 づけになっています。 性のあるネットワークとして位置づけしてい が身近に緑と水を体験できるレクリエーショ います。また、猪名川水系の川沿いに桜並木 「との整合を図り、自然環境に配慮したものと
他 特記事項	川改修工事により、施設を撤去し一時閉鎖	色しています	を占用していましたが、平成9年4月から河 ・。現在の占用面積は、47.15 ㎡です。 園地として1,009.15 ㎡を占用変更して整備を

番号 01003	占用目的 児童	控園地 許可受者	川西市 場所	右岸 11.4K+130m
----------	---------	----------	--------	---------------

2. 施設の現状 (占用者作成)

2.	施設の現状(占用者作成)
占用の 必要性	(必要性、代替性) ・子どもの心身の健やかな成長と福祉の増進を図るために、昭和44年から児童遊園地として占用して、地域の子どもたちに利用され地域に親しまれてきました。周辺には絹延町児童遊園地(381 ㎡)しかなく、地域にとっては重要な位置づけになっています。 ・近年、児童に限らず、広い年齢層に利用できる整備が求められ、ますます重要な役割が求められています。
管理状況	(施設管理) 管理者において、年3回の除草作業を、日常施設点検を毎月、遊具の定期点検を年1回、ゴミ回収行なう計画です。地元自治会による管理協力を得て、日々の清掃、施設の点検等を実施しています。 (不法占用) 不法占用はありません。
利用状況	(利用者・利用ルール) 24 時間いつでも誰でも利用でき、散歩や休養など憩いの場として多くの市民にご利用いただいています。現在は、散策を中心に河川管理用通路と共に利用されています。整備計画では、ベンチ等を設置予定であり、散策の休憩、各種行事利用等の活用が見込まれます。 利用ルールは、「川西市児童遊園地の設置及び管理に関する条例」により、次の各号に掲げる行為をしてはならないとし、あらかじめ許可を受けた場合は、この限りでないとしています。 1) 遊園地を損傷し、又は汚損すること。(2) 土地の形質を変更すること。(3) 施設、工作物その他の物件を損壊すること。(4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。(5) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。(6) 興行を行うこと。(7) 集会、その他これに類する催しをすること。(8) 前各号に掲げるもののほか、(1) 禁止された区域内で、野球その他公衆に危害を及ぼすような行為をすること。(2) 遊園地内で畜類を放すこと。(3)遊園地の管理又は利用に支障がある行為をすること。
回審議の	前回審議意
意見環境保全に向けるの取り組み	見の対応 見の対応 現境への配慮) 占用において、年3回の除草作業や月1回の日常点検、年1回の定期点検、地元自治会の管理協力による日常の清掃活動、日常点検を行ないます。 (環境意識の啓発)
安全への配慮	

番号 01003 占用目的 児童遊園地 許可受者 川西市 場所 右岸 11.4K+130r

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

3. джи	日谷の変更 (占用者作成)
変更前の占用内 容	天王宮児童遊園地 当初占用面積が 890.50 ㎡ 河川工事に伴い47.15 ㎡ で更後の 占用内容 天王宮児童遊園地 占用面積が 1,009. 15 ㎡ (川西市域 652.25 ㎡ 池田市域 356.90 ㎡)
変更要望の内容	・昭和 44 年から河川占用許可(890.50 ㎡)を得て、天王宮児童遊園地として利用してきました。 猪名川河川改修工事完了に伴い、絹延橋南側に約 1,000 ㎡の用地を利用して遊具、植栽等の整備を行なう計画です。
内容変更の 必要性	・地域住民の最も身近な役割がある児童遊園地には、広い年齢層に利用できる整備が求められています。河川改修工事完了に伴う再整備につきましては、地元自治会との合意形成を図りながら、河川管理者と協議を重ね、従前の規模程度を確保し、地域住民の利用促進を図るために整備を行ないます。
変更の規模	1,009.15m ² 緑化ブロック1式、パーゴラ1箇所、すべり台1基、スウィング遊具2基、 背のばしベンチ1基、ベンチ5基、植栽高木14本、公園灯3基、散水栓3箇所 手洗い1箇所、フェンス120m
変更場所の範囲図	管理者において、年3回の除草作業、日常施設点検を毎月、遊具の定期点検を年1回及びゴミ回収行なう計画です。地元自治会による管理協力を得て、日々の清掃、施設の点検等を実施しています。
占用内容 変更による 河川環境への影響	河川整備に伴う工事後、児童遊園地を設置するので、外来種の繁茂はありません。外来種の繁茂防止対策も兼ねて除草の頻度を年間3回は実施するよう計画しています。 植栽についても、サクラ、ウメ、モミジ、ヒラドツツジで計画していますので、河川環境への影響は少ないと考えています。
占用内容変更後 における 環境保全に向け て申請者の取り 組み	 猪名川堤外地の河床浚渫、わんど整備、渡河施設の整備、既存の水際植物(ツルヨシ)の保護、移植等につきましては、地元自治会と、河川管理者との合意形成を経て実施されているため、今後の環境保全活動においても、協議調整を行ない取り組んで行きます。 「川西市緑の基本計画」に基づき、より身近な河川となるように堤外地の水際植物等の観察、水を体験できるレクリエーションの場を結ぶネットワークの拠点のひとつとして位置づけします。また、サクラを植栽します。 外来植物の繁茂を防止するために、年3回の除草を行なうと共に、地元自治会の管理協力による日常の清掃活動、日常点検を行ないます。
その他 特記事項	

悉号	01003	占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
	1 01009				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 <i>200</i> 7 171	石戸 11.4K 150III

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

4. 他設り)目然環境的特	大況 (河川管理者作成)
占用地及び 自然環		 ・当該占用地は堤防裏の小段に位置し、堤防法面や小段は主にシバやエノコログサなどの低茎草地となっているが、一部セイタカアワダチソウやコセンダングサなどの外来植物群落がみられる。 ・占用地の堤内側には水路が流れているが、水路の両岸は高さ 2m 程度の垂直コンクリート護岸となっている。 ・現況の公園の法面にはツツジ等が植栽されている。 ・当該占用地の前面水域は、床固めによる湛水域で、底質は砂泥となっている。 ・占用地付近の水際はコンクリート護岸となっている部分が多いが、寄り洲やワンドもみられ、寄り洲にはツルヨシやイグサなどの水際植物やヤナギ類などがみられる。また、やや下流側には小規模な礫河原もみられる。 ・絹延橋付近は道路改良工事が行われている。 ・占用地付近ではアオダイショウ、ヤモリ等の爬虫類が確認されている。 ・占用地付近では河原を利用するイカルチドリ、イソシギ、冬季にやぶ等に渡来するアオジ等が確認されている。また、湛水域でカイツブリ、床固め上でハクセキレイがみられた。
自然環境上重	要な場所	・占用地の対岸の水際ではカワヂシャが確認されている。 ・寄り洲やワンドは、カワヂシャなどの水際植物の生育地、鳥類、両生類などの 生息地・利用地になると考えられる。 ・礫河原はイカルチドリ、イソシギなどの利用地となる可能性がある。
水際の 状況	水域までの距離	 ・水域までの距離:約20~30m ・堤防の堤内側法面はシバなどの低茎草地、植栽されたツツジ類、外来種のコセンダングサ群落など、天端は砂利道、堤防の堤外側法面はコンクリートとなっている。 ・高水敷は裸地やシバ群落、低水護岸はコンクリート護岸となっている。 ・水際にふとん篭を設置して、小段を形成している部分もあり、小段上には、ツルヨシ、アキノエノコログサや、外来種のアメリカセンダングサ、アレチハナガサなどが生育している。
	水面との 高低差	約 4.5m (堤防天端との高低差:約 1m 堤防天端と水面との高低差:約 5.5m)
環境面から 望ましい利。		 ・当該占用地は堤内側にあり、堤防と水路、道路などによって囲まれた孤立した環境であるため、河川環境との関わりは少ないと考えられる。 ・堤防の法面や水路の対岸の除草管理があまりされていないところでは、セイタカアワダチソウなどの外来種の繁茂がみられることから、占用地内周辺での外来種の繁茂を防止するため、除草管理を十分に行う。 ・占用地に樹木等を植栽する場合は、周辺の環境に逸出する可能性がある外来種を用いない。 ・利用者(子ども)が川の環境について学ぶことができる、川らしい植物を植栽する。

番号 01003 占用目的 児童遊園地 許可受者 川西市 場所 右岸 11.4K+130m

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- A) 河川周辺に立地する特性を活かした遊園地となるように配慮いただきたい。
- B)カワラナデシコ、フジバカマなど川らしい植物や、猪名川を代表する樹種としてエドヒガン を選定するなど、猪名川らしい植栽計画を立案されたい。
- C)子どもが種まきに参加するなど、住民参加型の公園づくりを進めていただきたい。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

・更新を許可した。

(許可期間: H23/12/6~H28/11/30)

- ・従前の許可条件に以下の条件を付した。 「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組む こと」
- ・植栽計画については、委員会で指摘のあった「猪名川らしさのある川沿いの公園としてほしい」 との意見を受け、占用申請にあわせて協議を行い、エドヒガン(桜)等の植樹を行った。

取り組み状況報告書 天王宮児童遊園地 (川西市)

【中間報告時:申請者用】

米目への辞目	市 0.417, (社内) 中部	供本
女員古い尽乃	よりがやくとうでしょう	三の
河川周辺に立地する特性を生かした遊園地となるよう	猪名川河川沿いの遊歩道と公園との間には防護壁等	
配慮いただきたい。	の障害物を設置せず、河川と一体として利用できるよ	
	う公園整備を行った。	
カワラネデシコ、フジバカマなど川らしい植物や、猪名 植栽については公園の小戸側水路にエドヒガン 8	植栽については公園の小戸側水路にエドヒガン 8	
を代表する樹種としてエドヒガンを選定するなど、猪 本・シダレサクラ 1 本・シダレウメ 2 本・イロハモ	本・シダレサクラ 1 本・シダレウメ 2 本・イロハモ	
名川らしい植栽計画を立案されたい。	ミジ3本の植栽を行った。又「県民まちなみ緑化事	
	業」の補助を地元自治会が受け植栽ブロックにヒラド	
	ツツジ (赤、白、桃色) 534 本の植栽を行った。	
子どもが種まきに参加するなど、住民参加型の公園づく	の公園づく 公園の除草、清掃等を地元自治会の協力を得て定期的	
りを進めていただきたい。	に行っていただいている。	
	今後も公園の維持管理については地元の意見を取り	
	入れながら行っていきたい。	